

京都市告示第501号

平成19年9月1日京都市告示第210号（京都市屋外広告物等に関する条例に基づく屋外広告物等景観整備計画の変更）の一部を次のように改めます。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

1 産寧坂屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「当該機関」を「当該期間」に改める。

第4条第8号ア中「淡色であること」の右に「。」を加え、同条第9号中「第11条第1項第10号」を「第2条第10号」に改め、同号キ中「備考2」を「備考」に改め、同条第10号エ中「別表第1」を「別表第1 2」に改める。

2 石堀小路屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画の一部を次のように改正する。

第4条第7号ア中「淡色であること」の右に「。」を加え、同条第8号中「第11条第1項第10号」を「第2条第10号」に改め、同号キ中「備考2」を「備考」に改める。

3 祇園新橋屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画の一部を次のように改正する。

第4条第7号イ中「規定する」の右に「公共用空地」を加え、同条第8号中「第11条第1項第10号」を「第2条第10号」に改め、同号キ中「備考2」を「備考」に改める。

4 嵯峨鳥居本屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画の一部を次のように改正する。

第4条第8号ア中「淡色であること」の右に「。」を加え、同号イ中「規定する」の右に「公共用空地」を加え、同条第9号中「第11条第1項第10号」を「第2条第10号」に改め、同号キ中「備考2」を「備考」に改める。

5 上賀茂屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画の一部を次のように

改正する。

第2条第2項第3号中「当該機関」を「当該期間」に改める。

第4条第8号ア中「淡色であること」の右に「。」を加え、同条第9号中「第11条第1項第10号」を「第2条第10号」に改め、同号キ中「備考2」を「備考」に改める。

6 木屋町屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「当該機関」を「当該期間」に改める。

第4条第5号中「及びその掲出物件」を「又はその掲出物件」に改め、同号アを次のように改める。

ア 他の可変表示式屋外広告物又はその掲出物件との間の距離が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる距離以上であること。

(ア) 面積が2平方メートル以下のもの及び景観上支障がないものとして市長が指定するもの 10メートル

(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる距離

a 他の可変表示式屋外広告物又はその掲出物件の面積が2平方メートル以下の場合及び他の可変表示式屋外広告物又はその掲出物件が景観上支障がないものとして市長が指定するものである場合 10メートル

b 他の可変表示式屋外広告物又はその掲出物件がaに掲げるもの以外のものである場合 300メートル

第4条第6号中「第11条第1項第10号」を「第2条第10号」に改め、同号ア(ア)中「以下同じ」を「以下この号において同じ。」に改め、同号ア(ウ)中「(白色又は淡色)であること」の右に「。」を加え、同号オ中「備考2」を「備考」に改め、同条第7号ウ(イ)中「4平方メートル以下であること」の右に「。」を加え、同号カ中「別表第1」を「別表第1 2」に改め、同条第8号を次のように改める。

(8) 屋外広告物が次に掲げる基準のいずれかに適合していること。

ア 屋外広告物の面積に対する特定面積(表示面のうち、文字又は記号を表示する部分及び着色されていない木製又は石製の部分を除いた部分に、色の彩度(日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。以下同じ。)が次に掲げる色相

(同規格に定める区分によるものとする。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるものを使用する部分の面積をいう。以下同じ。)の割合が、10分の5未満であること。

(ア) R 6

(イ) YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P及びRP 8

イ 次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 最上部の高さが4メートル以下であること。

(イ) 特定面積が、1平方メートル以下であること。

(ウ) 他の屋外広告物に隣接していないこと。

ウ 伝統的な意匠の建築物と調和した和風の意匠のものであること。

エ 表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるものであること。

附 則

(実施日)

1 この告示は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の平成19年9月1日京都市告示第210号(京都市屋外広告物等に関する条例に基づく屋外広告物等景観整備計画の変更)の規定は、この告示の実施の日(以下「実施日」という。)以後になされた京都市屋外広告物等に関する条例第23条第1項又は第3項の規定による許可の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

3 この告示による改正後の6木屋町屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画第4条第8号の規定は、この告示の実施の際、現に適法に表示されている屋外広告物については適用しない。

(都市計画局都市景観部市街地景観課)